



# マグル “新しい時代” への支援事業

## 神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金

### 募集要項

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために自粛されていた文化芸術活動の再開を加速させるため、感染防止対策を講じた「新しい生活様式」の下での文化芸術活動を定着させるための事業を募集し審査・選考の上、補助金を交付します。

各地域で親しまれてきたイベント等のほか、これまでにない発想や表現手段による新規性の高い文化芸術活動事業も積極的に採用しますので、ぜひご応募ください。

神奈川県内で不特定多数の方を対象に公開する文化芸術活動において、広く感染症対策に要する経費を上限 150 万円まで補助します。

#### 【活用事例】



イベントにおける  
三密回避のための  
新しい技術の導入費用



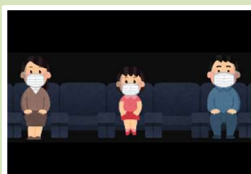
入場者の体温測定に  
サーモグラフィー借受け



三密回避や消毒のための  
監視・作業人員



マスクやアクリル板など  
感染症対策用品



座席の間隔を空けるため  
広い会場を使用  
(使用料1/2補助)



在宅観客への  
映像配信費用

※ 新しい技術を使った事業の例としては、VRや5Gを用いて離れた場所から実体験のように参加できる音楽ライブや、空間タッチパネルを用いた美術展などが考えられます。

また、新しい技術を使わないものでも、ドライブインシアター、電話を用いた演劇など、感染症対策としての創意工夫により様々な事例が想定されます。

#### 1 補助の対象者

交付要綱の要件を全て満たす団体又は個人事業者（フリーランスを含む。）を対象とします。

どちらの場合にも、平成31年1月1日から令和2年2月25日までの間に神奈川県内で不特定多数の方を対象に公開する文化芸術活動を実施した実績があることが必要です。

また、個人事業者の場合には、主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持し対価を得て公演又は展示等を行っていることも必要ですので、留意してください。

（主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持しているかは、申請時に記載していただく説明をもとに判断しますが、総収入の概ね 30%以上が文化芸術活動によるものであるかを目安とし

てください。)

交付決定後に要件を満たしていないことが発覚した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

特に、県民税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないかについては、必要に応じて、納税証明書の提出を求め、確認する場合があります。

## 2 補助の対象となる事業

(1) 補助の対象とするのは、神奈川県内で不特定多数の方を対象に公開する文化芸術活動の事業です。文化芸術活動とは、以下の分野に関する活動とし、複数の分野にまたがるものも可能とします。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、コンピュータその他の電子機器等を利用した芸術等をいう。）その他の芸術及び芸能

イ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化（生活に係る分野のうち食文化は、飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外とし、発信等を主とするものに限ります。）

ウ 先人から受け継がれてきた伝統的な芸能、地域の自然、歴史及び風土によりはぐくまれてきた有形及び無形の文化財その他の伝統的な文化芸術

(2) 複数の実施場所にまたがる事業や、令和3年2月28日までの複数の日程で行う事業も可とします。

（主会場が県内であれば、他都道府県で併せて実施することも可能ですが、補助対象は県内での実施分のみとなります。）

(3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められる事業は対象となりません。

(4) 「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」が求める内容に応じて感染症の拡大防止を行うこととし、以下の2点を交付申請時に確認します。

※「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」は次の URL から御覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/taisyoousin0525.html>

ア 新型コロナウイルス感染症対策のために準拠するガイドライン

例：会場施設のガイドライン、業界が作成したガイドライン、自ら作成したガイドラインなど（ガイドラインを使用しない場合はその旨を記載）

イ 感染拡大防止のために行う具体的な取組内容

(5) 評価項目

申請いただいた事業は、次の評価項目により審査し、補助対象事業を採択します。

評価項目	評価のポイント	配点
業務遂行能力 (20点)	・主催した公演・展示等の実績は優れているか ・業務実施体制及びコンプライアンスは適切か	20点
感染症対策 (30点)	・感染症の拡大防止が効果的に行われるか	30点
事業内容 (30点)	・県民を参加や鑑賞に誘引する優れたコンテンツであるか	20点
	・収支予算書の積算は妥当であるか	10点
		計 80点

これらに加えて、下記に該当する事業を優先的に採用するため、評価の加点を設けます。

事業内容の 加点要素 (20点)	・これまでにない発想や表現手段により、事業実施後も文化芸術活動の「新しい生活様式」として定着を目指す新規性の高い事業であるか	20点
------------------------	--	-----

### 3 補助の対象となる事業の実施期間

補助金の交付決定日（9月16日を予定）以降に事業に着手し、令和3年2月28日までに終了するものとします。

ただし、やむを得ない事由があり事前着手届を提出した場合は、補助金の募集開始日以降であれば交付決定前に事業に着手（準備を開始）することも可能ですが、事業実施は9月16日以降に限られます。

なお、事前着手届は、交付申請時に提出してください。

### 4 補助の対象とならない事業

次に該当する事業については、当補助金の対象としませんので、御注意ください。

- (1) 学校、職能団体、教授所及び教室等が行う生徒等の発表会、展示会等
- (2) 特定の会員等だけを対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) 出版に限られる活動

### 5 補助の対象となる経費

広く感染症の拡大防止に要する経費（感染症対策を目的に新たな技術等を導入するための経費を含みます。）のうち、次の「6」に示す補助対象外経費を除く経費が補助対象になります。補助対象経費を例示すると、以下のとおりです。

項目	内訳
消耗品費	マスク、フェイスシールド、ビニールカーテン、アクリル板、消毒用品等の購入費、アプリやソフトウェアの導入費等
通信費	配信費等
外注費	消毒作業員代、入場制限監視員代、新たな技術開発に係る委託費等
手数料	PCR検査費、衣装洗濯代等
賃借料	サーモグラフィー賃借料等
使用料	会場使用料（※）等

※会場使用料は、(1)無観客（事業をインターネット上で公開）又は(2)観客等の間隔の確保のため広い会場を使用する場合に限り、使用料の2分の1を補助します。

ただし、(2)の場合には、事業実施時点において「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」で規定する収容率及び人数上限を基準とした入場制限を行うこととします。

### 6 補助の対象とならない経費

次に定める経費は、感染症対策のためであっても補助対象外経費となります。

- (1) この補助金を除く補助金、寄附金、協賛金、その他の対価性のない収入を充当する経費  
例：文化庁の「文化施設の感染症防止対策事業（補助金）」を利用する経費  
他の補助金を受けている事業であっても、そこでの補助対象経費がこの補助金で申請する経費と重なっていないければ、申請は可能です。
- (2) 入場券販売手数料
- (3) 自ら設置し又は管理する施設において活動を行う場合の会場の使用料等
- (4) 役務等への対価としての必要性が認められないもの
- (5) 団体運営の経常的経費
- (6) その他、市場価格と比較して著しく高いと認められるもの

## 7 補助の額

5及び6により算出した補助対象経費の総額とします。1件あたり150万円を上限とし、予算の範囲内において決定します。

## 8 補助の決定

申請書等に基づき、文化芸術分野の外部専門家を含めた審査会において審査・選考を行い、予算の範囲内で補助対象事業と補助の額を決定します。

## 9 補助を受ける場合の条件

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業の20%を超える経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。内容の変更には、事業実施日や事業期間の変更を含みます。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。この場合、補助金の返還については、県と協議することとします。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 補助事業の会場において、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対応方針」に基づき、「感染防止対策取組書」（以下「取組書」という。）を掲示していただきます。

この取組書は、施設等において、業種ごとに定められた感染対策のガイドライン等に沿った対策を取っているかを一覧で示すことができるものです。取組書を会場に掲示いただくことで、入場者に、事業者の方が行っている感染対策を「見える化」することができます。

また、取組書に印刷された二次元バーコードを入場者がスマートフォンで読み取ることで、万一その会場等で感染者が発生した場合に、入場者に注意喚起できる「LINEコロナお知らせシステム」と連動させることもできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/mv4/corona/lineosirase.html>

- (5) 補助事業の入場者又は鑑賞者に対して、チラシを配布するなど、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の募集に係る広報に協力していただきます。

【参考】左から、取組書の例、LINEコロナお知らせシステムの案内、かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金のチラシ

神奈川県  
当事業所は、**感染症対策**として  
以下のことに取り組んでいます

- 仕切り設置または着席位置の工夫による飛沫防止
- レンズ等仕切り設置
- 混雑時入店制限
- マスク等着用
- 手洗い・手指消毒
- 発熱時等入店制限
- 大皿等での提供を避ける
- 十分な換気
- 支払時キャッシュレスまたはコイントレイ使用
- 感染発生状況の情報提供

事業所名 **かながわ食堂 横浜みなとみらい本店**

LINEコロナお知らせシステム

電話：一部公開  
住所：神奈川県横浜市中区日吉町9-47  
電話番号：045-233-4467  
営業時間：9時～21時  
発行日：令和2年5月28日

神奈川県  
LINEコロナ  
お知らせシステム

新型コロナウイルスへの感染が強く疑われるときに  
保健所からお知らせします。

神奈川県 LINE公式アカウントからお知らせまでの流れ

QRコードをスマホで読み込み、「LINE公式アカウント」に接続

メッセージの届内にし文が1行表示へおの通知されるようになります

保健所からの届内が来る場合  
メッセージが届きます

LINEコロナお知らせシステム

システムからのお知らせ

※このシステムは関係する事業者のみ、利用可能。関係しない事業者は利用できません。詳細は、関係する事業者にお問い合わせください。

神奈川県  
県民の皆さまにお願い

新型コロナウイルスに最前線で立ち向かっている  
医療・福祉・介護従事者、団体と一緒に応援しませんか

**かながわコロナ医療・福祉等応援基金**

医療・福祉等に従事されている皆様には、コロナウイルスの最前線で、今も昼夜問わず大切な誰かの「いのちを守る」仕事にあたっていただいています。その中には、マスクや消毒液など感染を防ぐための必要物資が不足している施設や家族への感染を懸念して、自費でホテルを確保している方もいらっしゃると思います。こうした現場が直面している様々な課題を解決していくため、多くの県民の皆さまとともに、支援していければ幸いです。ご協力をお願いいたします。

口座振込による寄付

横浜銀行 県庁支店 普通預金 6077519  
かながわコロナ医療・福祉等応援基金

神奈川県政策局政策部総合政策課 ☎ 045-285-0645

(6) 補助事業の広報及び実施に当たっては、以下に御協力いただきます。

ア 事業の実施の際に作成するポスター・チラシ・プログラム・チケット等の印刷物、ホームページ等に、神奈川県補助対象事業である旨を表示してください。

表示例：「この〇〇は、神奈川県の文化芸術活動再開加速化事業補助金を受けて実施しています。」など

イ 印刷物等の広報に当たっては、特別な事情がない限り、神奈川文化プログラム※のマークを掲載してください。

なお、掲載に際しては、原則として3 cm×3 cm以上（A4判以上のサイズのチラシを作成する場合）の大きさで掲載することとします。



※ 県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す事業・活動を、「神奈川文化プログラム」として認証しています。補助の交付決定をした事業は、「神奈川文化プログラム」として認証します。

「神奈川文化プログラム」については、次の URL からホームページを御覧ください。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f537313/>

ウ 補助の交付決定を受けた事業は、神奈川県文化課ホームページにて事業名及びその概要、主催者名等を公表するとともに、県の文化芸術関係ポータルサイトである「マグカル・ドット・ネット」をはじめ、県の広報媒体により広報を行いますので、掲載する写真等の提供や取材にも御協力ください。

※ マグカル・ドット・ネットについては、次の URL からホームページを御覧ください。

<http://magcul.net/various/>

(7) 補助事業の実施に当たっては、法令を遵守し、入場者の安全に配慮してください。確認のため、審査会委員及び県文化課職員による現地調査を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

## 10 申請期間・方法

**申請期間：令和2年7月20日（月）から8月7日（金）まで**

e-kanagawa 電子申請にて、交付要綱に定める項目を記入のうえ申請してください。申請は一団体（個人）につき一件に限ります。また、郵送や持参による申請は受け付けません。

電子申請画面へのリンクは下記のURLに貼付しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yi4/cnt/f530483/yellforart-hozyokin.html>



**注意**申請前に必ず利用者登録を行ってください。



## 11 補助手続きの流れ

手続き	時期	備考
(1) 申請 (e-kanagawa 電子申請)	7月20日～8月7日 (厳守)	<u>必ず利用者登録を行ってから申請してください。</u> 郵送や持参による申請は受け付けません。
(2) 審査・選考	8月中旬	事業内容、収支予算等について照会することがあります。
(3) 補助事業者・交付額の決定	9月16日 (予定)	選考後、補助対象となった事業者には交付決定通知を送付します。なお、補助対象とならなかった場合にも通知を送付します。
(4) 補助金の交付 ※ <u>概算払を希望する場合</u>	交付決定通知の送付後	<u>交付申請時に希望した場合のみ概算払</u> (先払い) とし、それ以外は精算払とします。 10月1日以降に実施する事業で100万円を限度に概算払を可能とします。
(5) 事業の着手及び実施	事業計画書に記載した日	「9 補助を受ける場合の条件」を守って事業を実施してください。 補助金により財産を取得した場合には、取得財産等管理台帳を備えてください。(単価50万円以上の財産の処分には制限があります。)
(6) 実績報告書の提出	事業終了日(事業期間の末日)から30日以内	概算払で申請内容と変更等が生じた場合は、補助金の一部を返還していただく場合があります。 <u>手続きが適切に行われない場合、交付決定自体を取り消す場合がありますので特に御注意ください。</u>
(7) 補助金の交付 ※ <u>精算払の場合</u> (又は概算払の額が補助金の確定額を下回る場合)	補助金の額の確定後	概算払を希望しなかった場合、この段階で補助金を振り込みます。概算払した場合には精算により交付済の額が補助金の確定額を下回った場合、差額を振り込みます。
(8) 消費税仕入控除税額報告書の提出	確定後速やかに	補助金の一部を返還していただく場合がありますので要綱第13条に留意してください。 <u>手続きが適切に行われない場合、交付決定を取り消す場合があります。</u>

問合せ先 (申請は電子申請のみ受け付けます。)

神奈川県文化芸術活動再開加速化事業補助金事務局

電話: (045) 241-3601 (直) 受付時間: 土日祝日を除く9時～17時

メール: [bunpro.6fp7@pref.kanagawa.jp](mailto:bunpro.6fp7@pref.kanagawa.jp)

※御質問等は、メール又は電話にて受け付けます。「よくある質問と回答」も御覧ください。可能な限りメールによる問合せに御協力ください。